

令和6年度教職課程認定申請に関する事務担当者説明会 ～教員養成に関する情報提供について 一覧～

1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について P1
2. 生徒指導上の諸課題－少年非行（保護観察）－ P14
3. 初等中等教育段階からの国際交流について P16
4. 外国人児童生徒の対応について P25
5. 在外教育施設における派遣教師募集・教育実習について P33

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進

総合教育政策局 地域学習推進課
地域学校協働推進室



教職課程においてコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を取り扱う際の関連情報の活用について（依頼）（令和5年12月1日付け事務連絡）【抜粋】

地域における教育力の低下や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化等が指摘される中において、学校や地域が抱える課題に対応するとともに、現行学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、学校と地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、近年その重要性がますます高まっています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する「地域学校協働活動」の一体的な取組を推進しています。

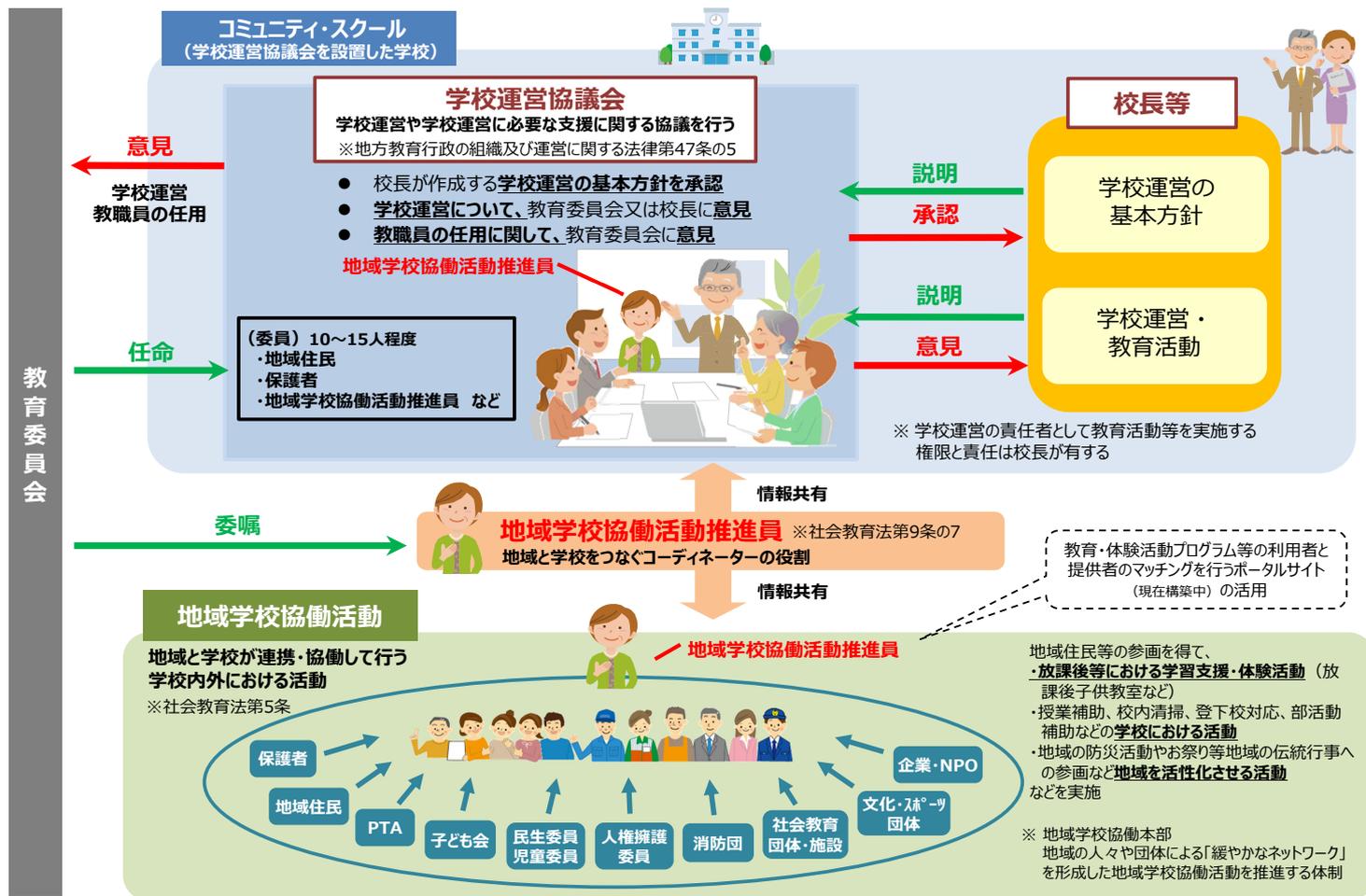
特に、コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会の設置が平成29年に教育委員会の努力義務となって以降、大きな広がりを見せており、本年5月時点で全国の公立学校（初等中等教育段階）の半数以上（52.3%）に導入されるとともに、域内全ての学校に導入する教育委員会も増えています。このため、教職課程を履修する学生にとっても、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動についての理解を深めていただく必要性が増している状況です。

文部科学省では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の周知と取組の充実を図るため、制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、取組事例、関係会議の資料等を、下記のとおり公表しています。教職課程を置く大学等におかれては、教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日教員養成部会決定）に示す「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に関する科目等で「学校と地域との連携」の内容を取り扱う際には、これらの資料等も御活用いただき、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動についての学生の理解がより一層深まるよう御検討をお願いします。

記

- パンフレット「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf
- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（令和4年3月14日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html
- 学校と地域でつくる学びの未来 ※制度趣旨や意義等についてまとめた資料や、全国の取組事例等を掲載しています。
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆ 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆ 中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆ 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 **当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 **自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 **持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

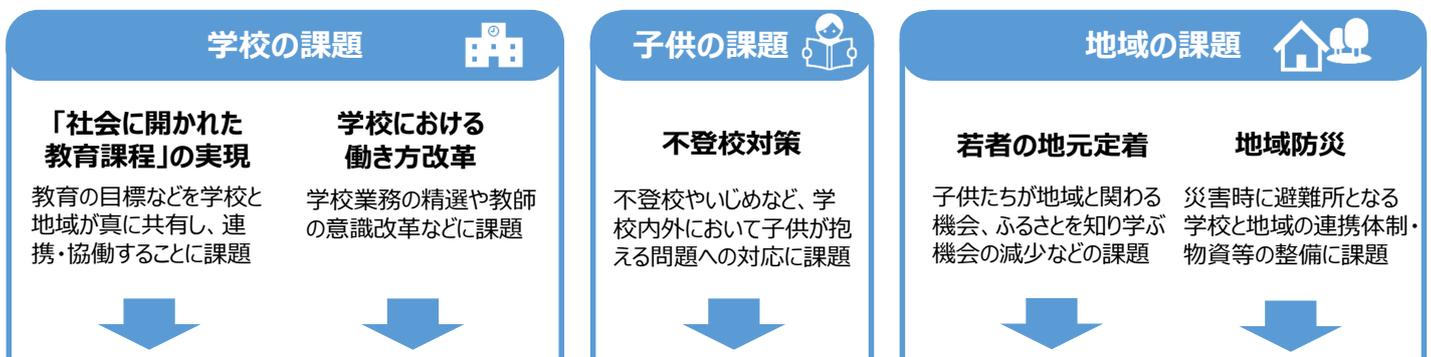
コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、**学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）**

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を**実現。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年12月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
 - ・公益社団法人日本PTA全国協議会
 - ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
 - ・公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
 - ・公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
 - ・全国私立大学教職課程協会
 - ・日本教育大学協会
 - ・日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
 - ・全国都道府県教育委員会連合会
 - ・全国市町村教育委員会連合会
 - ・指定都市教育委員会協議会
 - ・全国都市教育長協議会
 - ・中核市教育長会
 - ・全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
 - ・全国国立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
 - ・全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
 - ・全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
 - ・全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
 - ・全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
 - ・公益社団法人日本教育会
 - ・日本連合教育会
 - ・一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
 - ・公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
 - ・公益財団法人産業教育振興中央会
 - ・全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
 - ・全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
 - ・公益財団法人日本漢字能力検定協会
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
 - ・公益財団法人日本数学検定協会
（数学に関する普及啓発・支援等）
- ## 《スポーツ・文化分野》
- ・公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
 - ・公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
 - ・特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
 - ・一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- ・消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- ・公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本FP協会
（金融に関する普及啓発・リテラシー向上等）

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
（児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等）
- ・全国学童保育連絡協議会
（学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等）
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
（ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等）
- ・全国保育協議会
- ・公益社団法人全国私立保育連盟
- ・社会福祉法人日本保育協会
（保育・児童福祉の向上等）

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
（保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等）
- ・全国人権擁護委員連合会
（人権に関する相談対応、人権啓発等）

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会
（グローバル人材の育成、地域の国際化支援等）

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
（多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援）
- ・全国食生活改善推進員協議会（一般財団法人日本食生活協会）
（食育の推進・運動習慣の定着等）
- ・全国社会福祉協議会
（福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等）
- ・全国民生委員児童委員連合会
（生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進）
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
（知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等）
- ・全国老人クラブ連合会
（子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進）
- ・一般財団法人ACCN
（キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等）

《農林水産分野》

- ・JAグループ（一般社団法人全国農業協同組合中央会）
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会
（農林水産分野における体験機会の提供等）

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
（経済界との連携・交流、地域経済の活性化等）

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会
（自動車整備に携わる人材の確保・育成等）

《海事分野》

- ・海事産業人材確保・育成推進協議会
（海事産業に携わる人材の確保・育成等）

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、 一般社団法人全国私立大学教職課程協会 、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、全国学童保育連絡協議会、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国学童保育連絡協議会、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

参考資料

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

教育基本法改正（平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

第一期教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組み
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

第二期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、 協議会の設置の努力義務を課す こととした（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっていた。 ・委員は、 <u>地域住民や保護者一般のみが規定されていた。</u>	・協議会において、 学校運営への必要な支援 に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、 協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努める こととした（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の 学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える こととした（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、 <u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要。</u>	・委員の任命に当たり、 校長が意見申出 を行えることとし（第3項関係）、 校長がリーダーシップを発揮 できる仕組みとした。
④ 任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、 <u>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった。</u>	・どのような事項について 教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める こととした（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・ <u>学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。</u>	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、 二以上の学校について一の協議会を置くことができる こととした（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

導入自治体数

1,347自治体 **1,449自治体 (79.9%)**
(74.3%)

〔40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合〕

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ
4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ
6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

調査基準日：令和6年5月1日

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和6年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,258園 2,437園	353園 341園	15.6% 14.0%	557園 510園	24.7% 20.9%
小学校	18,291校 18,437校	12,001校 10,812校	65.6% 58.6%	13,793校 13,487校	75.4% 73.2%
中学校	8,951校 9,010校	5,761校 5,167校	64.4% 57.3%	6,481校 6,173校	72.4% 68.5%
義務教育学校	232校 202校	180校 152校	77.6% 75.2%	186校 152校	80.2% 75.2%
高等学校	3,437校 3,449校	1,281校 1,144校	37.3% 33.2%	652校 581校	19.0% 16.8%
中等教育学校	35校 35校	8校 8校	22.9% 22.9%	3校 4校	8.6% 11.4%
特別支援学校	1,130校 1,117校	569校 511校	50.4% 45.7%	263校 237校	23.3% 21.2%
合計	34,334校 34,687校	20,153校 18,135校	58.7% 52.3%	21,935校 21,144校	63.9% 61.0%

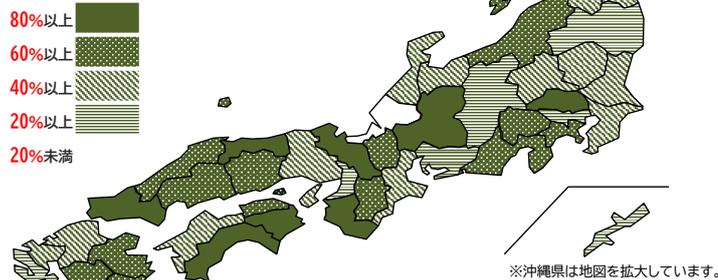
※下段は令和5年度の結果

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334校
 (教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
 全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入率

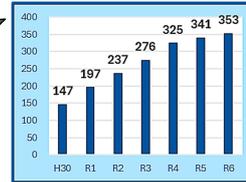


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

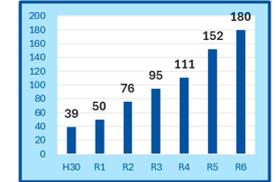
幼稚園

353/2,258園



義務教育学校

180/232校



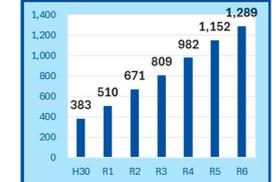
小学校

12,001/18,291校



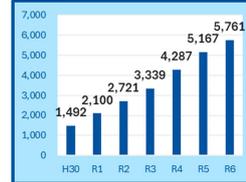
高等学校 (中等教育学校含む)

1,289/3,472校



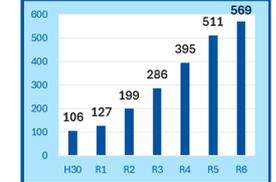
中学校

5,761/8,951校



特別支援学校

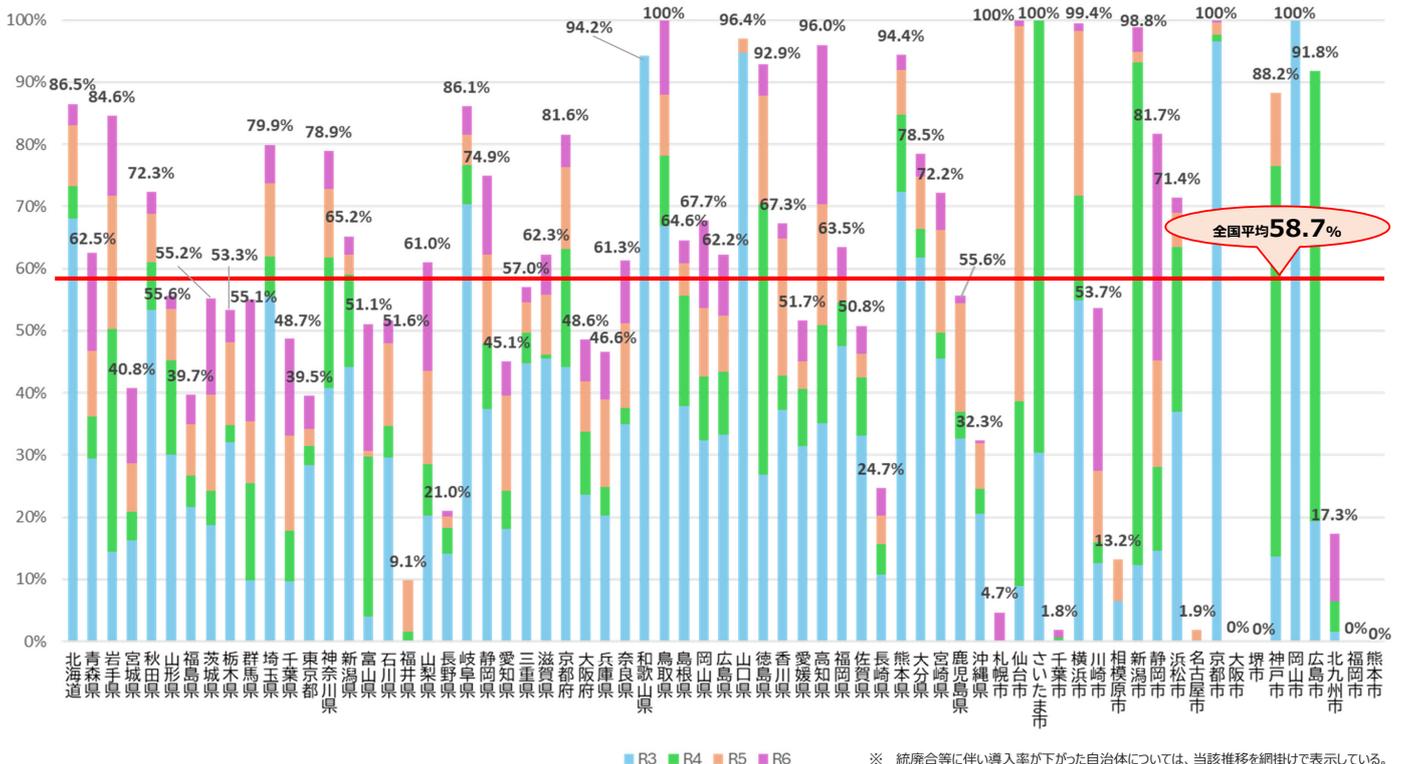
569/1,130校



コミュニティ・スクールの導入率 (令和3年度以降の推移)

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



都道府県 (指定都市含まず)

指定都市

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、**地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題**だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に**協議会委員が授業を参観**し、授業参観後には**協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議**を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - ➔授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、**教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会**。
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、**教育課程の検討**を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な**地域学校協働活動**を展開。
 - ➔**子供の学びと地域課題の解決の両立**を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、**卒業生（大学生）が委員として参画**。
 - ➔**若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化**につながった。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に地域活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、「**社会に開かれた教育課程**」を実現。
 - ➔**子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ**。
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、**教師の授業力向上に貢献**。
 - ➔質の高い学びにつながり、**子供たちの学力向上にも寄与**。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、**地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容**するなど、**子供たちの学び方が変わって**いきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、**地域の方が授業づくりに協力して**くださることで**子供たちの学びの質が高ま**っています。

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：二律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

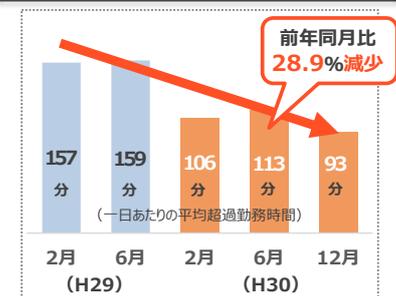
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合（％）
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

(鴨方東小学校資料より作成)

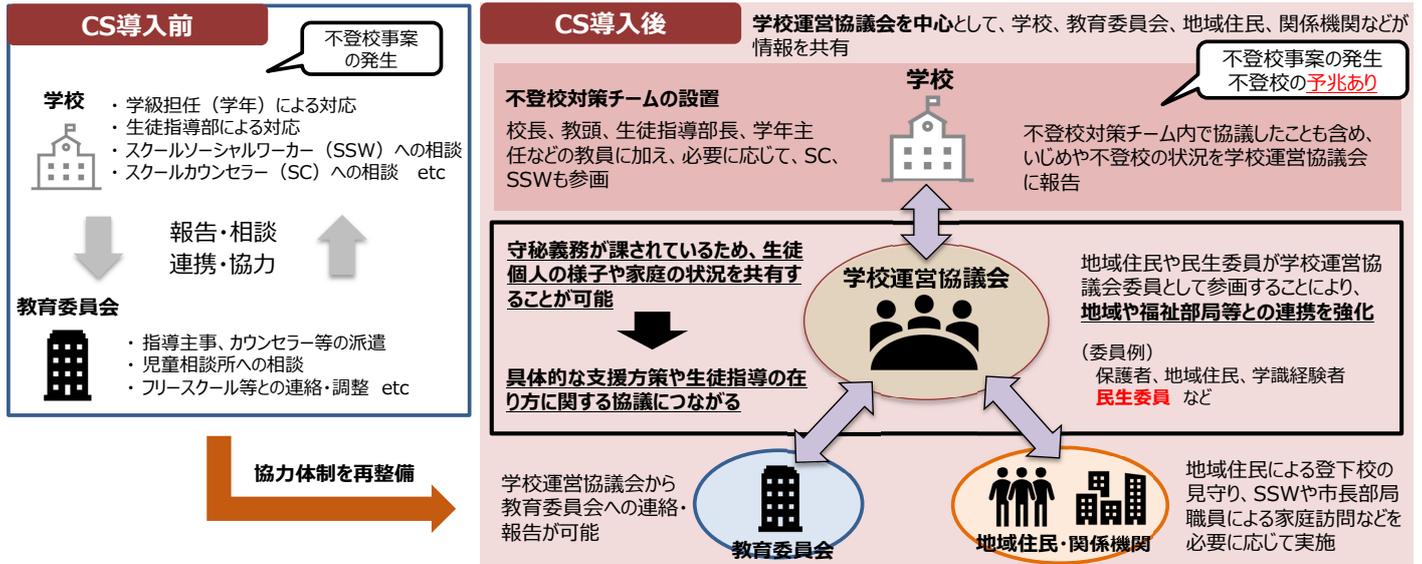
教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**



事例

CSを活用した不登校対策の取組（北海道登別市）

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



登別市の不登校児童・生徒数の推移

CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

成果・ポイント

- 学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた
- また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた

【事例】町ぐるみで若者の地元定着を図るCSの取組（鳥取県南部町）

鳥取県南部町では、学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。「地域とともに歩む学校づくり」により、町ぐるみで若者の地元定着を図っている。

背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、若者の転出者の増加などに課題。
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさとに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

工夫・ポイント

- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。
- ◆中学校区の学校運営協議会の下部組織として、各学校別に「CS委員会」を設置し、子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。

特徴的な取組

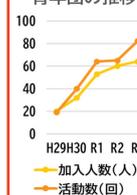
- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
- ➔子供が楽しみながら文化を継承し、高齢者の生きがいにも寄与。
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
- ➔地域での良い思い出を作ることで、郷土愛を育む。

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
- ➔地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。
- ➔地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。



青年団の推移



10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。

まち未来会議

中学3年時に学びの集大成として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに魅力的な町づくりを図るといふねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「まち未来会議」を開催。



特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
 (地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
 (生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

今後の予定

開催地	期日	会場等	主催
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂（WEB配信併用）	・文部科学省
千葉県	8月2日（土）	千葉県教育会館（WEB配信併用）	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市	11月8日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス（WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R4～R6年度実績

年度	開催地	期日	会場等	テーマ	主催
R6	山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館（WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
	金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール（WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
R5	茨城県	7月15日（土）	茨城県庁（WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
	南部町（鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ（WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会・南部町教育委員会
R4	兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス（WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	・文部科学省 ・兵庫県教育委員会 ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
	玖珠（大分県）	10月29日（土）	くすまちメルサンホール（WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・大分県教育委員会・玖珠町教育委員会
	文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究（※同日午前に大臣表彰を実施）	・文部科学省

◇ これからの学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き（令和元年度版）

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。



（参考）「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

学校と地域でつくる
学びの未来
School Home Community

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

文字 標準 拡大 背景色 標準 黒 青

よくある質問 ▶ 初めての方へ ▶ サイトマップ ▶ SNS ▶ お問い合わせ 検索

自治体の方	学校教職員の方	地域学校協働活動推進員 (コーディネーター)の方	保護者・地域の方	企業・団体の方
ホーム	国の取組	全国の実践事例	企業等による教育プログラム	関連資料・パンフレット

地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、
教育と子供たちの明日へ心を寄せる
すべての方々に支えられています。



一時停止



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “ 学びの未来 ” で検索



I キーワード

生徒指導

少年非行

保護司

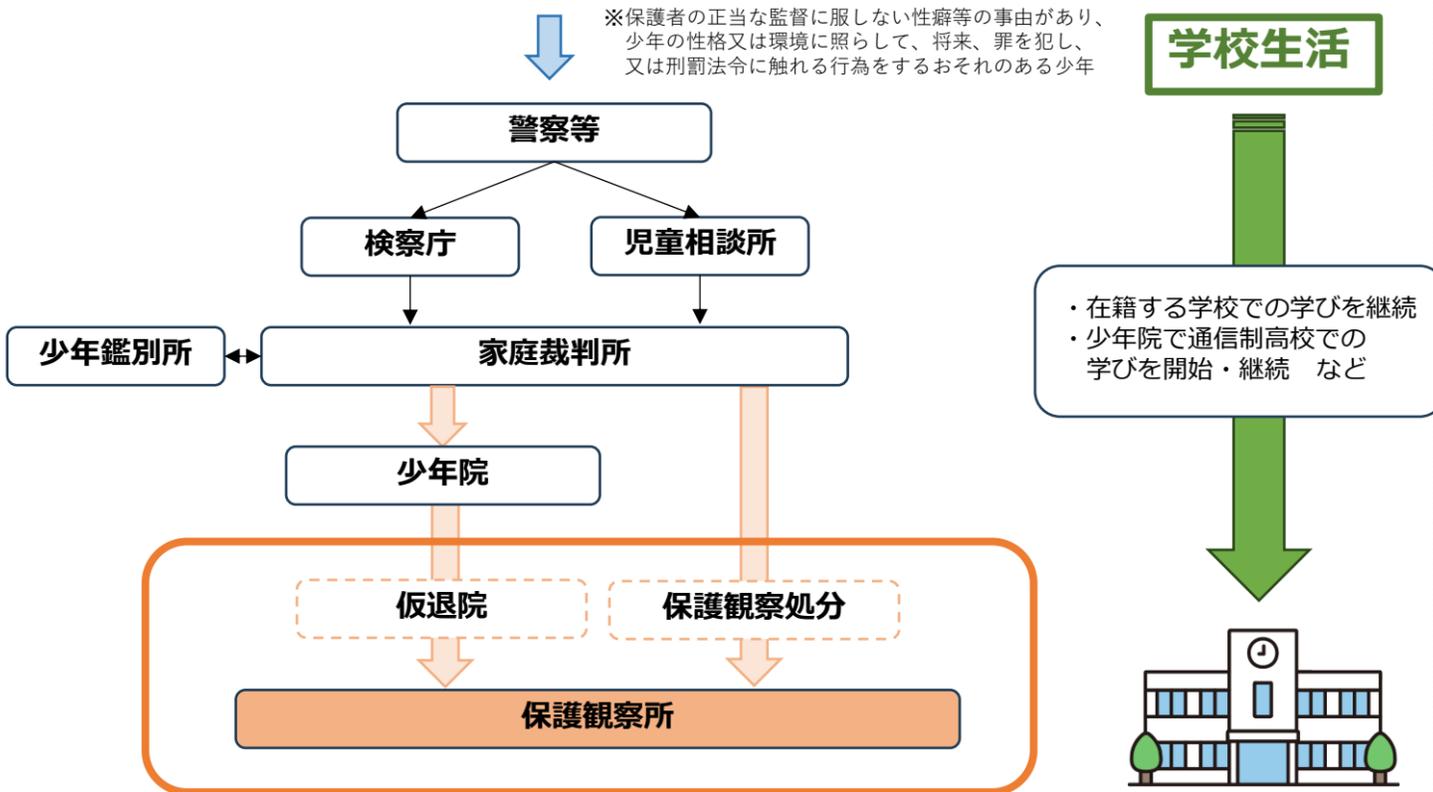
保護観察官

II 非行少年処遇の概要と保護観察

非行少年処遇の概要

犯罪少年、触法少年（14歳未満）、**ぐ犯少年（※）**

※保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年



保護観察

：非行のある少年等が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、通常の社会生活を営ませながら、保護観察官及び保護司による指導及び支援を行う制度（社会内処遇）

→ 保護観察中の少年は、施設に収容せず通常の社会生活を営ませながら指導等を行うため、他の生徒と同様に、学校に通っています。



保護観察の現状

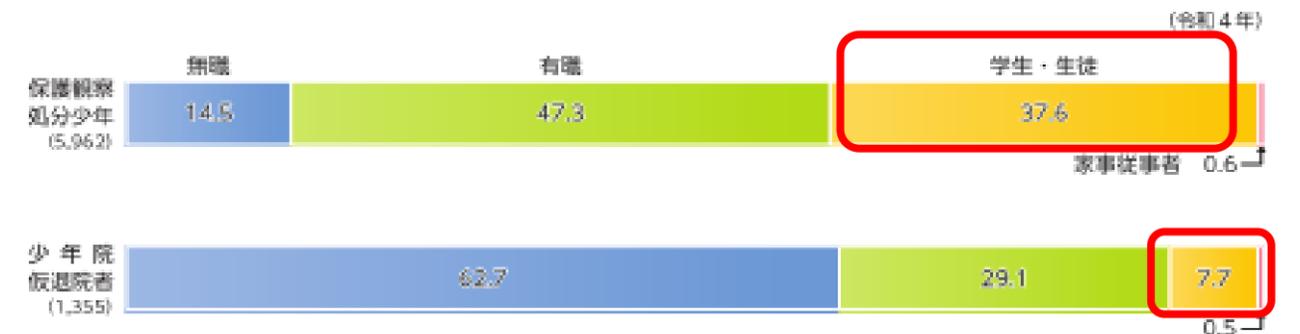
少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

→ 保護観察を受ける少年は、**中学生・高校生・大学生**に相当する年齢層（令和4年）

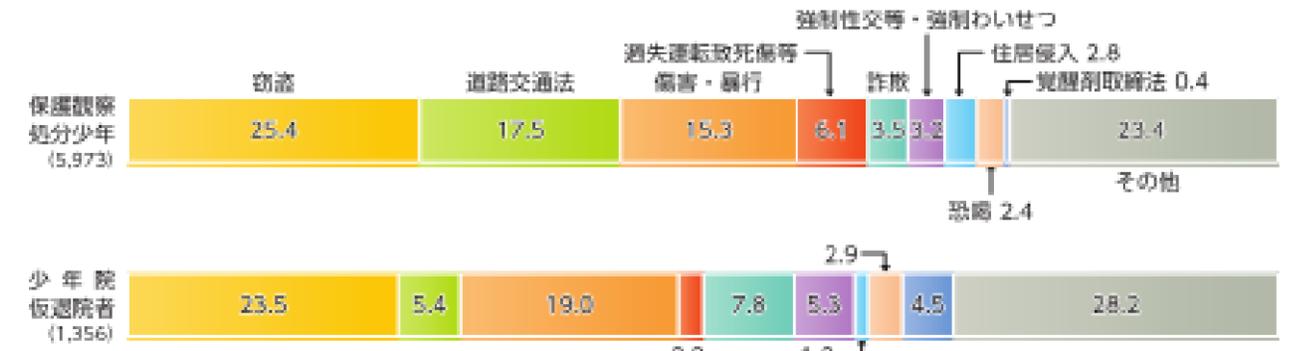


少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比

→ 保護観察処分少年の**約4割**、少年院仮退院者の**約1割**が**学校に在籍**（令和4年）



少年の保護観察開始人員の非行名別構成比（窃盗が最も高い）（令和4年）



出典：犯罪白書（令和5年版）

非行少年の学校復帰・更生に向けては、学校・教育委員会と保護観察所の連携が不可欠

Ⅲ 保護司とは

- 法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。全国に約47,000人います。
- 民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動しています。
- 非行防止教育という点で、警察に加え、犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止を地域で支える保護司及び保護司が組織する保護司会は、学校にとって身近な存在です。

Ⅳ 保護観察官とは

- 国家公務員で保護観察の専門家。地方更生保護委員会・保護観察所に配置され、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整のほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事しています。
- 教育学、心理学及び社会学などの専門的知識に基づき、再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行っています。

Ⅴ 学校と保護司・保護観察官との連携（実務場面）

- 保護観察は、法務省の機関である保護観察所が実施します。保護観察期間中は、保護司や保護観察官が生活の指導や援助に関わっているため、必要に応じて児童生徒を担当している保護司や保護観察官と連携することが重要となります。
- 教育委員会等において実施する生徒指導担当者等を対象とした研修やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修、各学校において実施する校内研修等に際して、保護司や保護観察官が講師となり、非行少年の社会復帰に向けた取組、再非行防止のための取組等について講義しています。
- 各学校において実施する非行防止教室においても、保護司や保護観察官が外部講師となり、実際に非行少年と関わってきた経験等を交えながら直接児童生徒に話をすることで、非行の問題を身近に考えやすくなり、非行防止教育の充実につながっています。
- “社会を明るくする運動”（法務省主唱）作文コンテスト（対象：全国の小学生・中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生・中学生に準ずる生徒を含む。））に作品を応募しています。

Youtube紹介動画



～保護司と少年の実話エピソード～
「どんな人生も変えられる」



「大切なこと」



バッドボーイズ佐田正樹
“保護司になる”

法務省ホームページ



保護司とは



保護観察官
パンフレット



学校と保護司の
連携パンフレット



全国の保護観察所一覧



更生ペンギンの
サラちゃん

未来を創造する若者の留学促進について【教育未来創造会議】

世界最先端の分野や、地域の成長・発展において、未来を担っていく人材を育成し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築していくことが求められており、内閣総理大臣を議長とする教育未来創造会議において提言（未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>）がなされた。（令和5年4月）

2033年に向けた目標



日本人学生の派遣

外国人留学生の受入れ・定着

教育の国際化

50万人を派遣

コロナ前22.2万人

非英語圏の仏・独と
同等の水準へ

40万人を受入れ

コロナ前31.8万人

留学生30万人計画の
受入れ増加ペースの維持

国際的な
教育環境の整備や
対面・オンライン交流の推進

大学・専門学校等		大学・専門学校・日本語学校等		大学等	
長期 留学生数	6.2万人 ▶ 15万人	外国人 留学生数	31.2万人 ▶ 38万人	英語のみで 卒業・修了可能	学部: 86 ▶ 200 研究科: 276 ▶ 400
中短期 留学生数	11.3万人 ▶ 23万人	全学生数に占める 留学生割合	学部: 3% ▶ 5% 修士: 19% ▶ 20% 博士: 21% ▶ 33%	海外大学と協定に基づく 交流のある大学	48% ▶ 80%
高校等		高校等		ジョイント・ディグリー ・プログラム※数	27 ▶ 50
研修旅行 (3カ月未満)	4.3万人 ▶ 11万人	外国人 留学生数	0.6万人 ▶ 2万人	ダブル・ディグリー ・プログラム数	349 ▶ 800
留学 (3カ月以上)	0.4万人 ▶ 1万人	全生徒数に占める 留学生割合	0.2% ▶ 0.7%	中学・高校等	
		卒業後の国内就職率		英語で複数教科の 授業が可能	50校 ▶ 150校
		留学生の卒業後の 国内就職率	48% ▶ 60%	対面での 国際交流を実施	18% ▶ 50%
				オンライン等を 利用した国際交流	20% ▶ 100%



出典：未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>パンフレット抜粋 内閣官房HP

Global×Innovation人材育成フォーラムについて

(令和6年6月18日 文部科学事務次官決定)

1 開催趣旨

○人口減少期において、企業等の価値向上につながる人的資本の拡充が求められる中で、G7 富山・金沢教育大臣会合（令和5年5月）において人的交流をコロナ禍前以上に拡大させることが合意されたほか、教育未来創造会議第二次提言（令和5年4月27日）においては、2033年までに「日本人学生の海外派遣者数を50万人」とすることとされた。この目標を達成し我が国の国際競争力向上に寄与するためには、伸び悩みが指摘される留学の裾野を広げることにより、社会や地域にイノベーションを起こすグローバル人材育成を加速するとともに、大学をはじめとする高等教育の国際通用性・競争力を強化することが求められる。社会全体で留学機運の醸成を進め、安心して積極的に留学にチャレンジできる環境の整備等についてスピード感をもって対応できるよう、留学促進方策等の論点について、グローバル人材育成に関係するステークホルダーが広く集い意見交換を行う。

2 検討事項

- (1) 留学機運を醸成するためにすべきこと
- (2) 安心して留学にチャレンジできる環境整備の在り方
- (3) その他目標達成に向けて留意すべき事項 ※外国人留学生の受入れについても意見を聴取

3 委員

小路 明善(○)	アサヒグループホールディングス株式会社 取締役会長 兼 取締役会議長
伊藤 公平	慶應義塾 塾長
大槻 祐依	株式会社 FinT 代表取締役
田中 明彦	独立行政法人国際協力機構 理事長
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
日色 保	日本マクドナルドホールディングス 代表取締役社長兼 CEO
廣津留 すみれ	ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、 成蹊大学客員准教授、大分市教育委員
藤井 輝夫	東京大学 総長
Pezzotti Giuseppe	京都工芸繊維大学 教授
前川 明範	京都府教育委員会 教育長
正宗 エリザベス	株式会社アット・アジア・アソシエイツ・ジャパン 代表取締役
吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構 理事長
【オブザーバー】	
伊藤 学司	文部科学省 高等教育局長
茂里 毅	文部科学省 総合教育政策局長
藤木 俊光	経済産業省 経済産業政策局長

(敬称略)

○…座長

Global×Innovation人材育成フォーラム 中間まとめ（概要）

～未来を創造し担う若者たちが世界に羽ばたける留学環境とチャンス～（令和6年10月1日）

この国の成長と共生社会の実現を志を持ってリードする人材の育成が急務。政府をはじめ、教育界、産業界等が一体となって留学生モビリティ促進に全力を上げねばならない。本フォーラムの決意の具体的内容を以下に記す。（前文）

（1）【若者の多様な成長を支える留学機会の提供】（本文1）

- **中学校や高等学校等の早い段階から、留学や海外研修、対面やオンラインでの国際交流等の多様な国際経験の機会に誰もがアクセスできるよう地方公共団体・学校関係者に求める。**
- **大学生・大学院生等を後押し**するため、大学等は、日本人学生と外国人留学生が共修する機会や科目の充実に加え、一定の期間海外において研鑽を積む機会の必修化を目指すなど、留学の有無に関わらず**国内にいながら国際経験が積める体制の構築を進める**べき。

（2）【経済的支援】（本文2～4）

- 【学部学生や高校生等】多様な成長への第一段階として、**できる限り多くの学生・生徒に留学に挑める環境とサポートが必要**。
 - ・ **高校生等…裾野を広げ、地方・地域に関わらず海外へ渡航できるよう、経済的支援の抜本的な充実が求められる。**
 - ・ **学部学生等…一定の家計基準を設けつつも、協定派遣や学位取得目的の海外留学に関する給付型奨学金の大幅拡充が必要。**
- 【大学院生】世界トップレベルの学生・研究者と切磋琢磨し、**人的ネットワークの構築に加え「総合知」にも繋がるような学びを支援**。
 - ・ **1年以上の期間にわたるものや学位取得を目的とするもの等、本格的な留学に対して給付型奨学金を特に重点的に支給すべき。**
 - ・ **博士後期課程については、留学先の支援の積極的な活用や共同研究の枠組みに参加することによる研究費の獲得・活用等も期待。**
- **昨今のかつてない水準の物価高騰・為替変動により留学を断念することのないよう、国費による奨学金は単価の見直しと充実は必須。**
- 「**トビタテ！留学JAPAN**」をはじめとする民間企業・団体等からの支援は、**引き続き継続・拡充されることが望ましい**。政府は税制等**企業が支援しやすい仕組みの検討、既存制度の一層の活用、恒常的・継続的な留学支援ができるような仕組みの検討を進める**べき。

（3）【体制・環境整備】（本文5～9）

- **初等中等教育段階の国際交流について、政府や地方公共団体は学校の負担軽減に努め、全国で取り組めるよう政府が集中的に支援すべき。**
- **大学等において全学生が留学する前提の教育を展開し、留年や休学することなく留学できる環境を実現することが急務**。学内全体を通じた環境を整備し、国内にいながら国際経験が積める体制を構築する大学等には、政府から明確なインセンティブを付与することが望ましい。
- **国際的な交渉等を継続的に担う能力の高い専門職員の育成・確保を進める**。留学固有の支援提供に適正な対価を求めることは大学経営上合理的であり、大学等は、外国人留学生の授業料の増額や手数料の徴収等、**持続的・安定的な学内国際体制の自律的構築に努める**べき。
- **派遣と受入れを両輪として留学生モビリティ向上を推進**。外国人留学生コミュニティと日本人学生コミュニティとの交流が進むよう留意。
- **就職活動の早期化・長期化が留学を躊躇する一要因として指摘されている現状について、改善に向けて取り組んで行くことが必要**。

（4）【留学の機運醸成】（本文10～11）

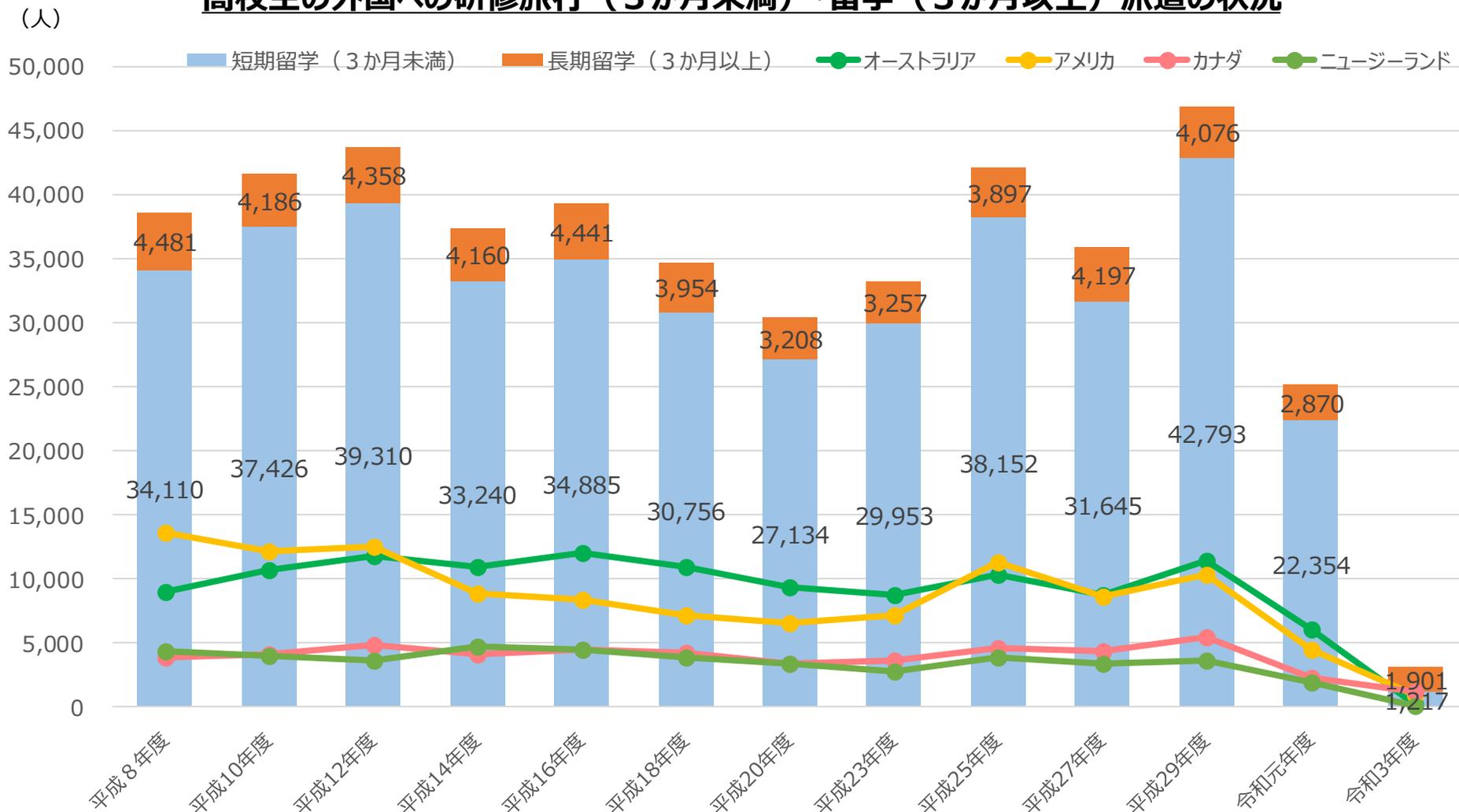
- **留学経験が評価されるという認知を社会全体で向上**。特に産業界に、留学等の成果を積極的に評価するメッセージを強く打ち出すよう期待。
- **留学の実情や海外留学支援制度等を政府が発信し、教師や保護者等の認知度を高めること**でこうした認識を共有することが不可欠。
- **早期から世界の多様性等を体感できる機会として、外国人留学生・外国人教員等と接する機会、姉妹都市との交流機会の活用等を推奨**。

参考資料

高等学校等の国際交流状況（海外への派遣）

○平成29（2017）年度においては外国に留学した高校生は短期・長期合わせて46,869人で最も多かったが、令和3（2021）年度においては短期・長期合わせて3,118人となっている。

高校生の外国への研修旅行（3か月未満）・留学（3か月以上）派遣の状況



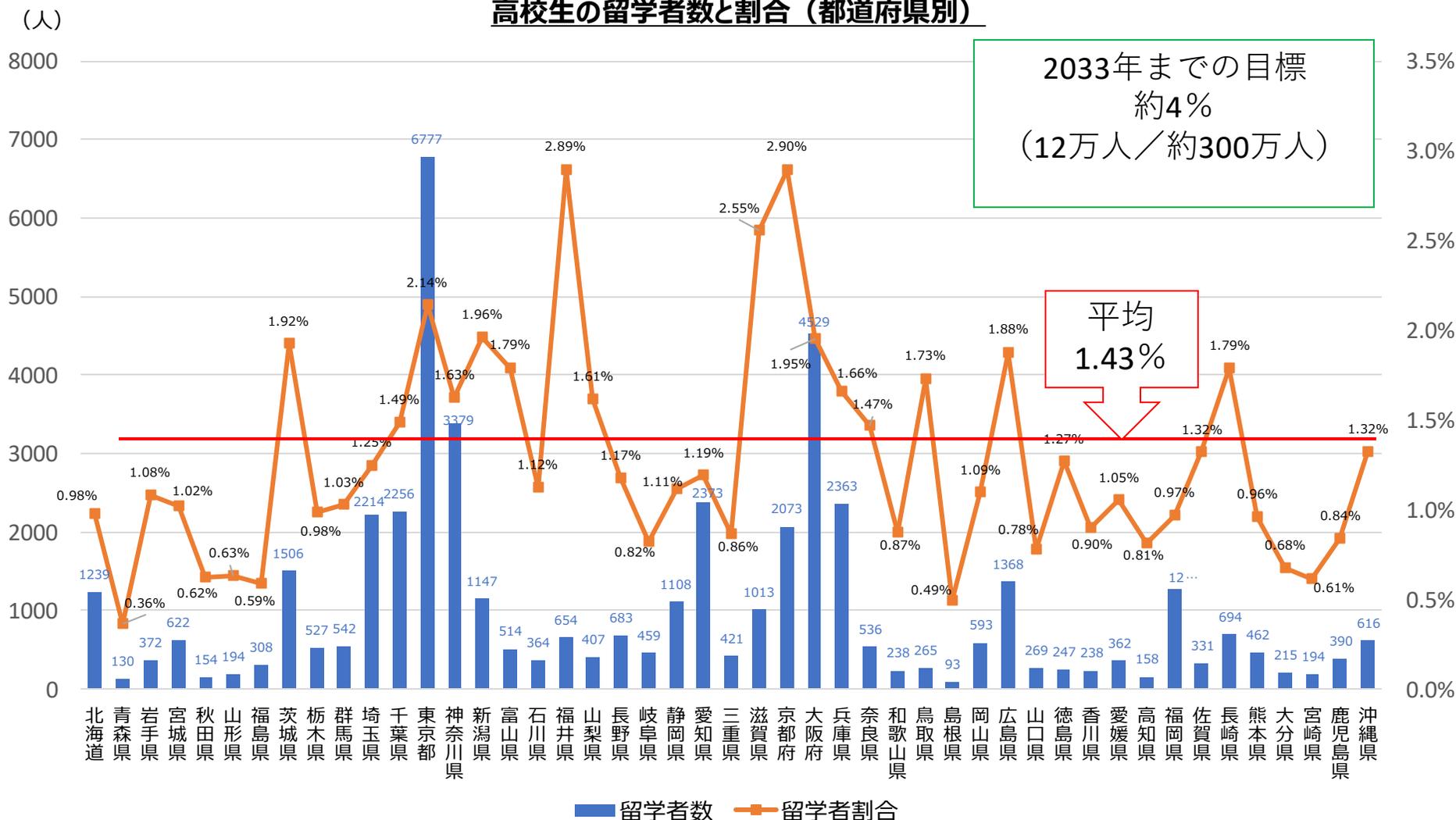
（備考）短期の研修旅行生数、留學生数は延べ数。

（出所）文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。（教育未来創造会議第二次提言参考資料より抜粋）

高校生の留学への送り出しの現状

- 日本の高校に在籍している生徒数に対して、平成29（2017）年度（コロナ前）に留学している数は**1.43%**。
- 高校生の留学者数や留学率は、地域によって差がある。

高校生の留学者数と割合（都道府県別）

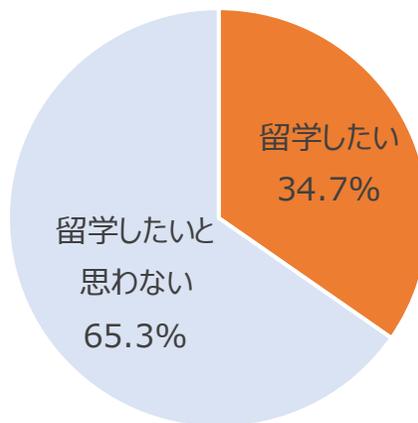


(出所) 留学生数（長期、短期）は文部科学省「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」より、高校生数は文部科学省「学校基本統計」（平成29年度）より作成。

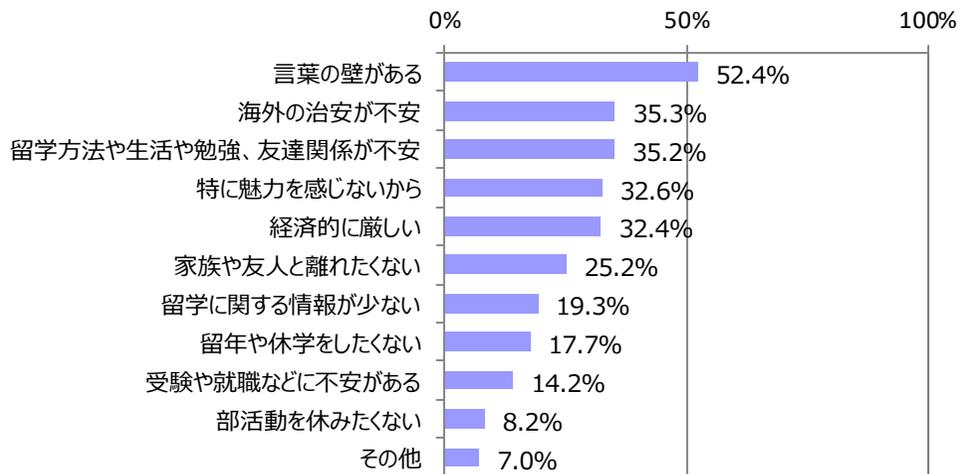
高校生の留学に対する意識

○留学したいと思う高校生は3割強。留学したい理由として語学力の向上を挙げる人が最も多い一方で、留学したいと思わない最大の理由としても言葉の壁が挙げられた。

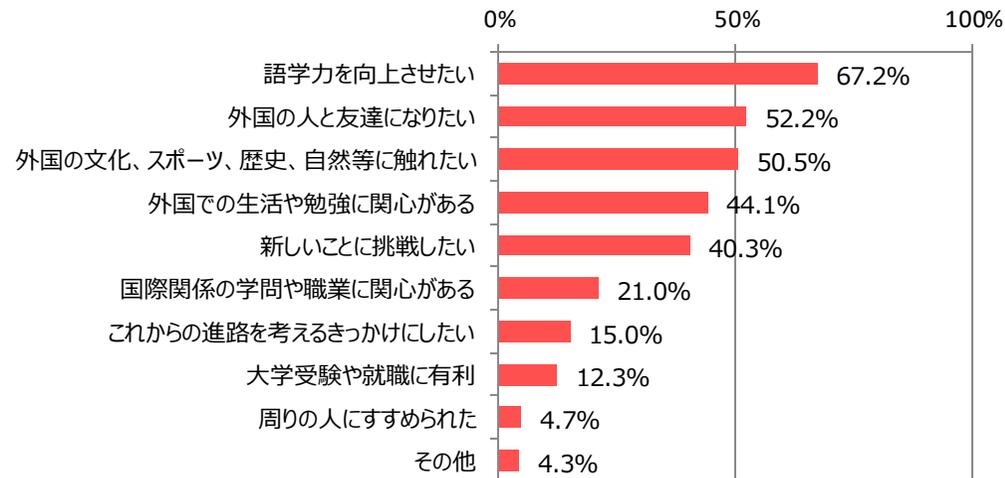
留学したいと思うか



留学したいと思わない理由



留学したらやりたいこと



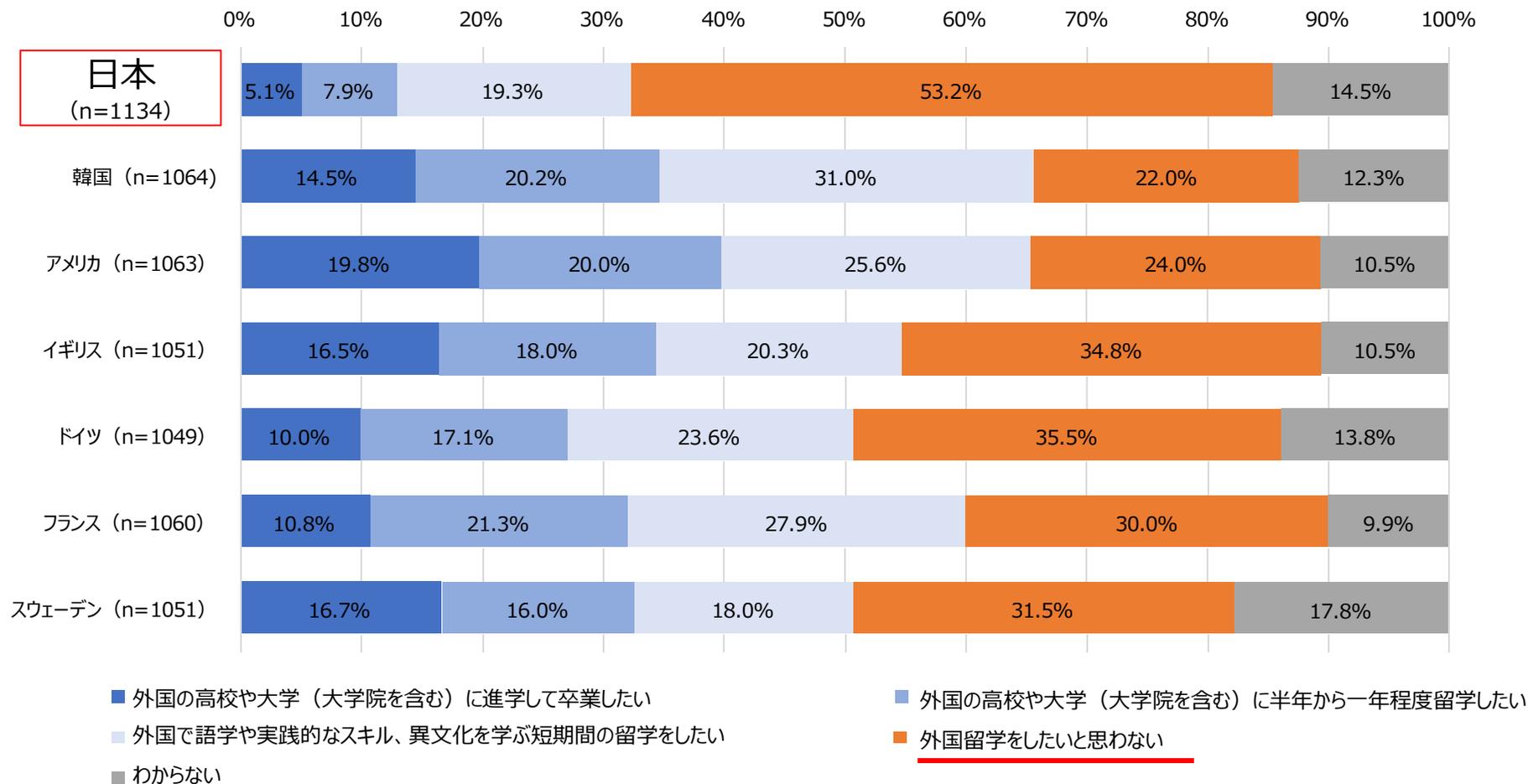
(備考) 各高等学校等において任意の3クラスを無作為に抽出し、生徒416,423人を対象に調査を実施。

(出所) 文部科学省「令和3年度 高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。(教育未来創造会議第二次提言参考資料より抜粋)

日本の若者は留学への意識が低い傾向

○諸外国においては、外国留学を希望する者が5割を超える中、日本の若者は「外国留学をしたいと思わない」とする者が5割超と諸外国の中でも高い。

外国留学への意識



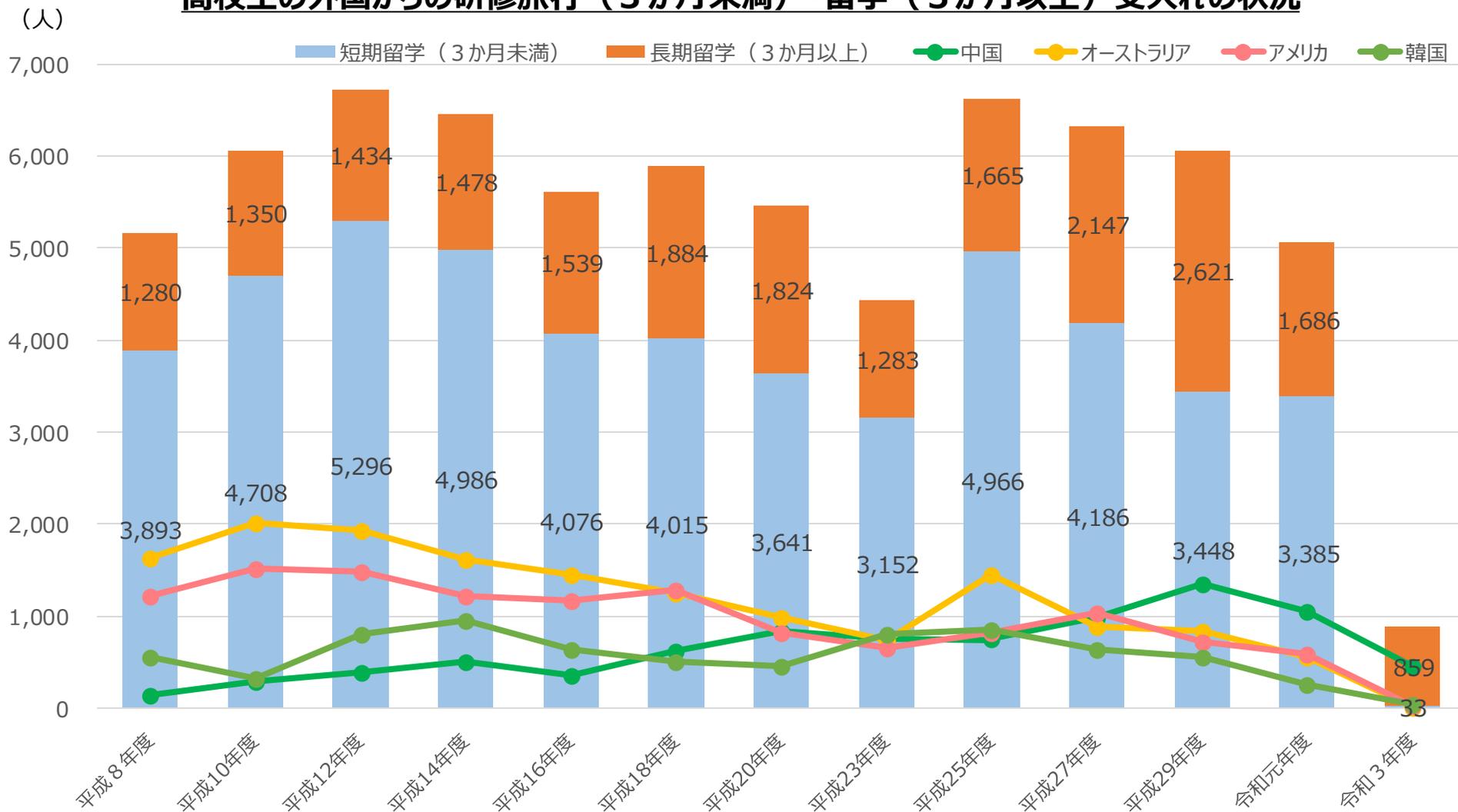
(備考) 各国満13～29歳の若者に対するインターネット調査

(出所) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）」より作成。

高等学校等の国際交流状況（海外からの受入れ）

○平成29（2017）年度においては外国からの高校生受入れは短期・長期合わせて6,069人であったところ、令和3（2021）年度においては短期・長期合わせて892人となっている。

高校生の外国からの研修旅行（3か月未満）・留学（3か月以上）受入れの状況



（備考）短期の研修旅行生数、留學生数は延べ数。

（出所）文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進

＜就学機会の確保＞

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - ⇒ 他方、不就学の可能性のある外国人の子供の数は、令和5年度の調査では、**約8,600人**。多くの**外国人の子供が不就学状況にある可能性があること**は引き続き大きな課題。

＜学習機会の提供＞

- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍含む）は**約10年間で1.9倍増（令和5年度に6.9万人超）**。
 - ⇒ 他方、こうした児童生徒のうち**1割程度が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人児童生徒等教育を推進することが必要。

（※ 赤字部分については、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日文科科学省）から引用）

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

高等学校等における日本語指導の制度化について

- ▶ **公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している**（H22：2,224人→R3:4,808人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要**。

令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行い、令和5年4月に制度の運用を開始した。

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ① 生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ② 他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ① 学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ② 年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。**

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
----------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択 教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
----------------------	---------------	----------------	-------------------------	----------

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラムです。

- 地域や学校の現場では、日本語指導が必要な子供達に日本語を教えたり、適応支援を行ったりする人材の育成がさらに重要となっています。
- 先生や支援者の方が、直面する課題や困難を解決する力を高めるための養成・研修に、是非このプログラムを活用してください。

☑このような方々におすすめです！

教員養成課程の 授業担当者

将来教師になるために、外国人児童生徒等教育の現状と課題に関し、基本的なことを学んでほしい。

教育委員会 研修担当者

市内の日本語指導担当1年目の教師のために初期段階の日本語指導について研修がしたい。

学校の研修主任

在籍学級担任が適応支援や周囲の子供との関係づくりができるよう、校内研修で外国人児童生徒等の理解を深めたい。

地域支援者の 研修企画者

学校で、先生と協力して指導計画をついたり、教科学習の支援をしたりできるようにしてほしい。

☑目的、地域や学校の状況・課題に応じて、授業・研修づくりが可能です！

モデルプログラムの特徴

- (1) 担当する教員・支援員に求められる資質・能力が一目でわかります。
- (2) 授業・研修の目的にあわせて内容が選択できます。
- (3) 受講者の背景や条件にあわせて、適切な方法を選択できます。
- (4) 豊富な具体例を提供しています。資料に関する情報もあります。
- (5) 研修のためのWEBコンテンツもあります。

養成・研修で取り扱う内容を14項目に分類しています！

モデルプログラムを50パターン開発して公開しています！

WEBでは条件等を指定して適切なプログラムを抽出できます！

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>

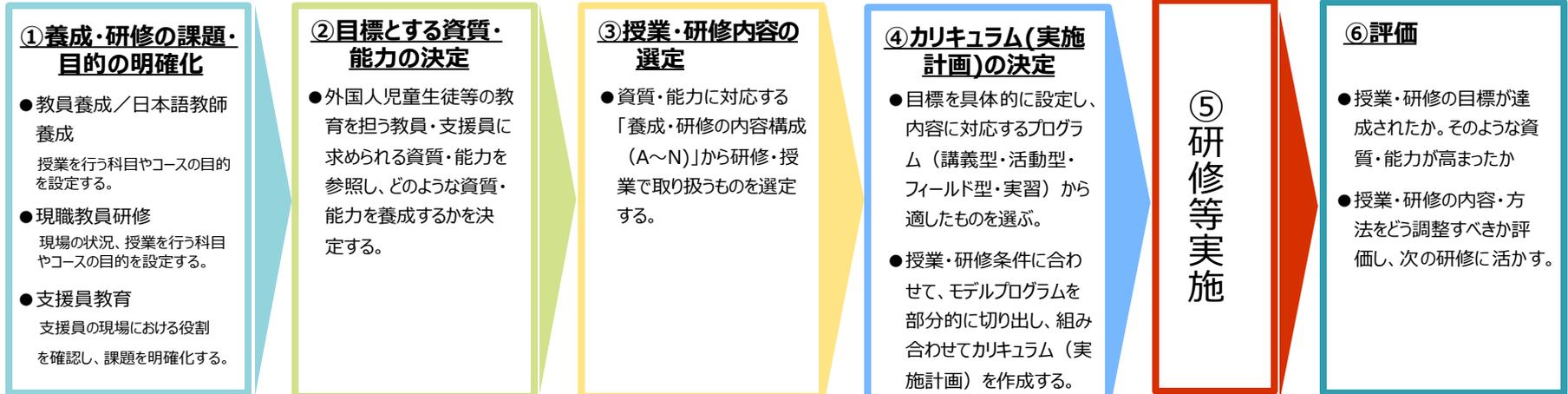
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用方法



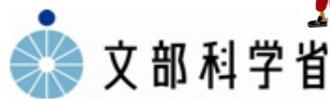
養成・研修の内容構成

資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)

- 外国人児童生徒受入れの手引 ※ 明石書店から販売もされています。
(外国人児童生徒等教育の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm 
- 就学ガイドブック
(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm 
- 学校教育におけるJ S Lカリキュラム
(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)  
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm(小学校)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm(中学校)
- 外国人児童生徒のためのJ S L対話型アセスメント～DLA～
(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm 
- 外国人児童生徒教育研修マニュアル
(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm 

- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム
(外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラム)
<https://mo-mo-pro.com/>
- 高等学校における外国人生徒等の受入れの手引
(外国人生徒等の受入れ、日本語指導及び支援体制作りに関する手引き)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf
- 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン
(日本語指導、教科指導・支援、キャリア教育、多文化共生教育に関するガイドライン)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf
- 情報検索サイト「かすたねっと」
(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)
<https://casta-net.mext.go.jp/>

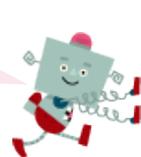


目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



管理運営について

「かすたねっと」は2021年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約3.6万人の子供たちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。 海外で暮らす子供たちが国内と同等の教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設へ教師を派遣しています。

日本人学校：94校 [49か国1地域]、補習授業校：43校 [13か国]

この度、令和7年度又は8年度に在外教育施設に派遣する

- **在外教育施設派遣教師（現職の教師（国公私立）が対象）**
- **在外教育施設シニア派遣教師（退職教師（予定を含む）が対象）**
- **在外教育施設プレ派遣教師（将来日本国内で正規採用教諭を目指す方が対象）**の募集を行います。

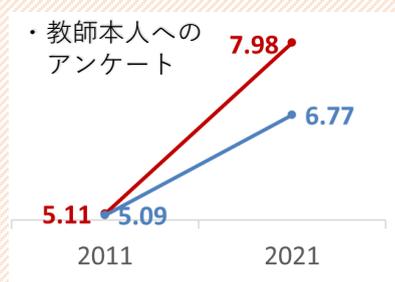
世界で学ぶ日本の子供たちにはあなたの力が必要です！ 特に**教頭職**又は**中学数学、理科、国語**の免許状をお持ちの方**御応募お待ちしております。**

派遣期間	原則として2年間 （※本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価及び派遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年ごとの延長が可能です。）	
派遣先	①日本人学校	●海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。
	②補習授業校	●現地校、国際学校等に通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。
派遣区分	①現職教師	●各都道府県・指定都市教育委員会等は4月～6月に域内で募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。 ●詳細は、 <u>所属の教育委員会や学校長にお問合せください。</u>
	②シニア・プレ派遣教師	●3月末に文部科学省ホームページにて募集を開始します。 ●希望する方は、 <u>ホームページの内容を御確認いただき文部科学省国際教育課へ直接応募</u> してください。
給与上の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ●長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、<u>給与等はそれぞれの所属先が支給</u>します。（文部科学省から国内給与相当分を都道府県、指定都市、学校法人に対し、委託費として交付しています。）※現職派遣教師のみ ●文部科学省は、在外教育施設における教育の実施を委嘱することに伴い、赴任・帰国のための旅費、海外生活の特殊性を考慮した在勤手当を派遣教師に支給します。 	
選考	6月10日(月)	シニア派遣教師応募締切 ※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
	7月5日(金)	プレ派遣教師応募締切 ※現職派遣教師は所属の教育委員会等にお問合せください
	7月～8月	面接試験
	12月頃	令和7年度派遣教師内定者として決定
	1月中旬頃	内定者等研修会（5日間程度のオンライン開催。※リアルタイム配信）
	2月下旬頃	令和7年度派遣教師として決定、令和8年度登録者として内定、選考結果通知
	4月上旬頃	渡航

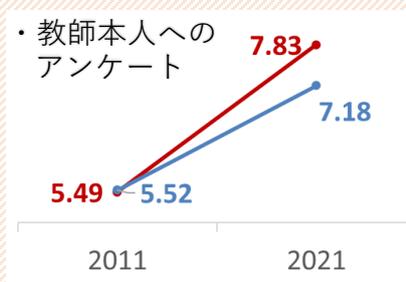
身分の取扱	①公立学校 所属の教師	教育公務員特例法第22条第3項に基づく 長期の研修出張 としています。文部科学大臣は研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、 在外教育施設における教育に従事することを委嘱 し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
	②私立学校 所属の教師	公立学校教師と同様に出張という身分取扱いを受けた教師に対し、在外教育施設における教育の実施を委嘱しています。
	③シニア・プレ 派遣教師	文部科学大臣の委嘱を受けて、派遣される在外教育施設の学校運営委員会（管理運営の主体）の下に所属する職員です。
	④旅券の取扱	文部科学大臣からの委嘱に基づき派遣される教師及びその同伴家族に対しては、一部の国・地域を除いて 公用旅券（国の用務により渡航する者に対して発給される旅券） が発給されます。

日本人学校等での子供の学びに向き合った経験は教師の資質・能力向上に繋がります！

多文化・多言語境における指導能力



カリキュラム・マネジメント能力



学校の管理・運営能力



● 派遣経験あり (n = 784) ● 派遣経験なし (n = 2,947)

「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」の詳細は、以下URL及びQRコードから御覧ください！

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html



近年の主な変更点

現職派遣教師、シニア派遣教師

- 「夫婦派遣枠」（近隣の在外教育施設がある学校についてはそれぞれの学校へ、大規模校については当該校へ派遣教師としての資格を持つ夫婦を同時に派遣）の創設

シニア派遣教師

- 教頭職の応募要件の緩和（在外教育施設への派遣経験がある者→派遣経験がない者も可）
- 教頭職・教諭職の応募要件の緩和（教職経験年数18年以上→15年以上）
- 応募時の年齢を引き上げ（63歳以下→64歳以下）

プレ派遣教師

- 国庫補助の対象となる同伴家族の対象を拡充（派遣教師本人のみ→配偶者+18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）

応募に関する情報

現職派遣教師

所属の教育委員会在外教育施設派遣教師事務担当
主管課等、文部科学省Webサイト

シニア・プレ派遣教師

文部科学省Webサイト

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet



日本人学校の子供の学びに向き合った経験は、先生の資質・能力の向上にも繋がることがわかりました！

出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」
 ※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング



1 多文化・多言語環境における指導能力

海外で母語でない環境で学び、マイノリティとして「壁」にぶつかった経験、日本以外で生まれ育った子供など多様なバックグラウンドを持つ子供たちに触れた経験は、多文化・多言語環境における指導能力の伸びに繋がります。

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、設問についての自己認識を10段階[1(あてはまらない)~10(あてはまる)]で、現在(2021年度)と10年前(2011年度)の状況を調査した。
- 10年前と現在の回答の差分は1%水準で統計的に有意であることが示された。

- 学校管理職に対し、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計した。

2 カリキュラム・マネジメント能力

日本のカリキュラムと現地ならではの特性をアレンジした授業づくりの経験や、全国各地の派遣教師や多様なバックグラウンドを持つ子供達との交流は、カリキュラム・マネジメント能力の伸びに繋がります。

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



3 学校の管理・運営能力

現地ならではの経験や、若い年齢から学校の中心となって働く経験は、学校の管理・運営能力の伸びに繋がります。将来の管理職としての業務にも生きます。

学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる

・教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



派遣経験者の声

田中泰貴先生 (派遣：香港日本人学校香港校 令和2年度帰国)



異国の地で学校運営の当事者となり課題を解決したことは、教師としての視座を高める貴重な経験となりました！

- 赴任当時の学校課題の一つは、ICT化の遅れ。香港のICT先進校の視察や、国内の教育委員会等とも連携して情報収集を行うなど、子供たちの学習環境の整備に向き合いました。
- デモの過激化、新型コロナなどの困難に直面しても、職員間で合意形成を図り、子供たちの学びの継続と安全・安心な学校づくりにチームで取り組みました。

検討の背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正することにより、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習を可能とする

- ⇒各都道府県教育委員会派遣教師や現地採用教師との接触により様々な教授法や教育情報、グローバルな視点を学ぶことが可能
- ⇒イマージョン授業、日本語教育や日本式教育・日本文化発信、ICTの積極的活用など特色ある教育や指導法に触れることが可能
- ⇒在外教育施設には、海外での長期滞在や国際結婚家庭などの児童生徒が多く、国内の外国籍児童生徒対応に経験を活かすことが可能
- ⇒豊富な外国語活動や現地校との交流活動等により、グローバルな視点や考え方を身に付けることが可能

実施に当たっての方策

1. 指導・評価体制の確保

大学は、事前・事後の指導も含め、教育実習の全般にわたり、実習校と連携しながら、責任を持って指導に当たることとする。

①事前・事後指導

通常のエデュケーション実習の事前・事後指導で行われている取組に加えて、特に事前指導においては滞在先の国における生活、安全、文化等に関する基本的な知識を身に付けるとともに、海外の環境での教育実習に関する学生の意欲、適性、能力等を適切に確認するなど、在外教育施設における教育実習を行うために必要な指導の充実を図ること。

②実習中の大学による指導

学生の授業実践の観察や心身の状況の確認のため、訪問指導を行うことが望ましいが、訪問ができない場合でも、テレビ会議方式等により学生の状況の観察や学生との意見交換を行うこと。また、併せて、電話、メール等により必要な時に円滑に大学と学生との間でのコミュニケーションが行えるようにすること。

③学生の指導・評価に関する大学と実習校との間の連携体制

大学は、実習に先立ち、実習校との間で、実習期間中の活動内容、学生への指導及び評価の方法等について協議を行うこと。また、大学及び実習校の双方において、実習に責任を負う組織又は担当者を定め、円滑な連絡が行われるようにすること。

2. 大学と実習校との間での協定の締結

実習の実施に当たっては、あらかじめ大学と実習校との間で協定を締結し、責任体制を明確にしておくこととする。

協定で明らかにしておくべきと考えられる事項

- ・目的 ・教育実習の対象となる学生 ・教育実習の時期及び期間
- ・学生に対する指導・評価の方法 ・連携体制の構築
- ・経費 ・滞在先等 ・安全確保 ・教育実習の中止 ・協定期間

3. 文部科学省による支援・助言等について

在外教育施設での教育実習を行うに当たっては、大学は実習校との間で締結した協定の内容をあらかじめ文部科学省に報告するとともに、教育実習実施計画書を提出することとする。

文部科学省においては、大学と実習校とのマッチングの支援を行うほか、必要に応じて協定の締結及び教育実習の実施に関する助言等を行う。

(※)文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。

背景

- ・経済社会のグローバル化の進展、令和2年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- ・文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進
→教育職員免許法施行規則の一部改正（平成30年12月）により、文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設(※)による教育実習が平成31年4月より可能となった。

令和2年度実績

受入校：香港日本人学校香港校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和2年7月6日～24日（15日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍社会人・香港在住）
4. 主な成果等
 - ・コロナウイルス感染症の影響で対面授業からオンラインでの授業となったが、教育実習を通して日本の子供たちの自立心の高さなどを再確認することができた。
 - ・日本全国から集まる教師が作成する各地域の特色を生かした教材など、今後の教材を作る上で非常に参考になった。
 - ・今後は正規の教員となることを目指したい。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

令和3年度実績

受入校：ソウル日本人学校

1. 実施校：佛教大学（私立）
2. 実施時期：令和3年7月5日～16日（12日間）
3. 実習生：1名（通信教育課程在籍・韓国在住）
4. 主な成果等
 - ・対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。オンライン授業にてにおいても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
 - ・派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
 - ・将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。



出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

令和4年度実績

受入校：バンコク日本人学校

1. 実施校：東京学芸大学（国立）
2. 実施時期：令和4年9月5日～23日（19日間）
3. 実習生：2名
4. 主な成果等
 - ・JASSO採択の短期派遣プログラム（ノンイミгранトEDビザ取得）として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
 - ・校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習（研究授業と事後検討会など）といった一連の実習を行った。
 - ・大学卒業後は、2名とも日本人学校（バンコク）の教員として勤務を予定。



出典 東京学芸大学からの報告等より文部科学省が作成

令和5年度実績

受入校：シンガポール日本人学校クレメンティ校

1. 実施校：広島大学（国立）
2. 実施時期：令和5年6月5日～16日（10日間）
3. 実習生：1名
4. 主な成果等
 - ・広島大学大学院人間社会科学部、広島大学教育学部、広島大学附属学校及びシンガポール日本人学校との教育交流及び連携・協力に関する包括協定のもとで教職大学院のアクション・リサーチ実習を実施した。
 - ・教職大学院のアクション・リサーチ実習として、教職員へのインタビュー調査や児童へのアンケート調査などをもとにした授業実践を行った。



出典 広島大学からの報告等より文部科学省が作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について、「在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。